

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～契約形態と課税関係～ その2

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第2回）は、保険契約の形態とその課税関係について解説します。

死亡保険金は死亡診断書など一定の書類を添付して請求すれば、通常は1週間以内に受取人の銀行口座へ振り込まれます。そのため、現預金で残すよりも、この非課税限度額を有効に活用して相続税の軽減効果を得ることが賢明な選択です。

● 死亡保険金の課税関係

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

相続税が課税されることとなる生命保険金等のうち、被相続人の死亡により相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人を除きます。）が取得した生命保険金等については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、一定の金額に相当する部分は課税されません。

● 生命保険金等の非課税限度額

$$\text{保険金の非課税限度額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数} \quad (\text{注} 1、2)$$

なお、相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

(注1) 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

(注2) 法定相続人の中に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人、実子がいないときは2人までとなります。

● 各相続人ごとの非課税金額

① すべての相続人が受け取った生命保険金等の合計額 ≤ 生命保険金等の非課税限度額

$$\text{その相続人が取得した生命保険金等の全額} = \text{非課税金額}$$

② すべての相続人が受け取った生命保険金等の合計額 > 生命保険金等の非課税限度額

$$\text{生命保険金等の非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が取得した生命保険金等の合計額}}{\text{すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額}} = \text{非課税金額}$$

生命保険を活用した相続対策では、生命保険の非課税限度額に満たない保険金しか確保されていない被相続人は、現預金を死亡保険金に組み換えて相続税の非課税規定の適用をフルに受けることができるような対策が基本です。

その場合、被保険者の加入年齢が90歳までの一時払い終身保険で、持病があっても通院中でも健康診断の必要がなく、簡単な告知のみで加入できる生命保険の商品も販売されています。

● 死亡保険金に対する課税関係

死亡保険金に対する課税関係は、保険契約の形態（保険契約者と死亡保険金受取人）によって以下ようになります。

保険契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	課税関係	財産の区分
父	父	父	相続税	本来の財産
母		長男	相続税	みなし相続財産
長男			贈与税	みなし贈与（相基通3-16）
			所得税	一時所得

上記の契約形態のうち、保険契約者が父、被保険者が父、保険金受取人が長男の場合には、相続税が課税されますが、一定の非課税限度額までは非課税とされます。

また、保険契約者が長男、被保険者が父、保険金受取人が長男の場合には、「一時所得」として課税されることから、相続税の非課税限度額を超える保険金を相続人が受け取った場合と比較すると一時所得として課税される方が有利な場合もあります。

一方、保険契約者が母、被保険者が父、保険金受取人が長男の場合には、贈与税が課されることになり、この場合が最も税負担が重くなる事例が多くあります。
(文責： 山本和義)